

警戒情報

長崎市消費者センター

消費者を守るネット（第 157 号）

配信日 平成 31 年 4 月 5 日

「行政書士の資格をとらないか？」という電話

<相談事例>

- ① ある日職場に「行政書士の資格をとらないか」との電話がかかってきた。
- ② 相手は自分の本名を知っていて、自分を指定して電話をかけてきた。
- ③ 一方的に話をされ、「教材費の支払いは一括にするか、分割にするか」「金額は 50 万円」などと勝手に話を進められた。
- ④ あいまいな返事で話を終えてしまったが、今後教材が送られてきたり、お金を請求されたりしないか不安。

≪消費者センターからのアドバイス≫

- 電話勧誘の「資格商法」という手口です。
- 必要のない勧誘は、**はっきりと断りましょう**。話を最後まで聞く必要はありません。途中であっても「お断りします」と言って電話を切りましょう。
- 断り切れずに承諾してしまった場合でも、**8 日間以内**であれば、**クーリングオフ**で契約を解除することができます。
- クーリングオフは、はがきや手紙など**必ず書面で**通知する必要があります。書き方など詳しくは消費者センターホームページ（「長崎市消費者センター」で検索）をご覧ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町 3 番 1 8 号メルカつきまち 4 階）

相談専用電話 **095-829-1234**（10 時～17 時・土日祝も可）

※月曜定休（月曜日が祝日のときは翌平日が休み）